

船舶事故調査報告書

平成24年2月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 石 川 敏 行
委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年6月24日 22時00分ごろ
発生場所	広島県竹原市大久野島北岸沖 竹原市所在の忠海 ^{おおくの} 港東防波堤灯台から真方位204° 1,700m付近 (概位 北緯34° 19.3′ 東経132° 59.3′)
事故調査の経過	平成23年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{かつ} 勝丸、6.0トン EH2-5164（漁船登録番号）、個人所有 11.99m (Lr) × 2.67m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成12年1月15日 B 漁船 ^{ゆうえい} 雄栄丸、4.3トン EH3-46040（漁船登録番号）、個人所有 11.75m (Lr) × 2.61m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成2年12月19日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月17日 免許証交付日 平成21年7月14日 (平成26年7月22日まで有効) B 船長B 男性 38歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月28日 免許証交付日 平成21年4月13日 (平成26年6月27日まで有効)
死傷者等	A 負傷 2人（船長A及び甲板員A ₁ ） B 負傷 1人（甲板員B）
損傷	A 船橋の上部が破損 B 船底に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか2人（以下「甲板員A ₁ 」及び「甲板員A ₂ 」という。）が乗り組み、忠海港内でサザエの素潜り漁を行った後、所定の灯火を点灯して平成23年6月24日21時55分ごろ、忠海港東防波堤灯台から204°（真方位、以下同じ。）1,700m付近に移動し、船首を南西に向けて機関を中立にして漂泊を始めた。

	<p>船長Aは、操舵室内で操舵輪の前に立って前方を見ながら、操舵室の右横通路の甲板上に腰を降ろして操舵室の方を向いていた甲板員A₁と操舵室の左横通路の甲板上に腰を降ろして操舵室の方を向いていた甲板員A₂に漁を続けるかどうか相談していた。</p> <p>船長Aは、0.75海里(M)レンジとしたレーダーを見ていたが、漁を続けるかどうか考えていたところ、A船に向けて接近するB船を視認した甲板員A₂の叫び声で初めてB船の接近に気付いたが、どうすることもできず、22時00分ごろ、A船の漂流開始地点付近でA船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突し、B船がA船を乗り切った。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bほか1人が乗り組み、竹原市阿波島西岸沖で一本釣り漁を行う予定でいたところ、仕掛けの具合が悪かったことから帰航することとした。</p> <p>B船は、所定の灯火を点灯し、船長Bが、忠海港東防波堤灯台から254°1.5M付近で手動操舵に切り替え、針路約110°、約30ノット(kn)の対地速力で航行した。</p> <p>船長Bは、1.5Mレンジとしたレーダーで見張りを行っていたところ、船首方の忠海港西岸と大久野島北岸とを結ぶ送電線をレーダー画面で確認したが、船舶の映像を確認できなかったため、送電線付近に他船はいないと思った。</p> <p>B船は、送電線まで約0.5Mとなった頃、船長Bが、目視による見張りを行っていたが、前路で漂流していたA船に気付かずに航行し、衝突直前にA船の緑灯を認めて急いで左に舵を切った。</p> <p>船長A及び甲板員A₂は、衝突の衝撃で海に投げ出されたが、甲板員A₁により救助され、甲板員Bは、後頭部を負傷した。</p> <p>船長Bは、船長AをB船に移乗させ、自力航行により忠海港に入港し、船長A及び甲板員Bは、救急車により病院に搬送された。</p> <p>A船は、甲板員A₁を乗せ、甲板員A₂が操船し、愛媛県今治市宮窪漁港に入港した。</p> <p>船長Aは、肋骨骨折、血胸及び全身打撲、甲板員A₁は、左上腕部裂傷、甲板員Bは、後頭部裂傷と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好、月齢 22.1</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、波 なし、潮流 約0.2knの西流</p>	
その他の事項	<p>A船及びB船には、汽笛が装備されていなかった。</p> <p>A船及びB船の乗組員は、全員救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、夜間、本事故発生場所付近を数回航行したことがあった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、大久野島北岸沖で漂流中、船長Aが、漁を続けるかどうかについて考えており、見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近するB船に気付かずに漂流を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大久野島北岸沖を東南東進中、船長Bが、レーダーにより船舶の映像を認めなかったの</p>

	<p>で他船はいないと思い、適切な見張りを行って いなかったことから、衝突直前まで前路で漂流中の A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと 考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、大久野島北岸沖において、A船が漂流中、B船が東南 東進中、船長Aが、漁を続けるかどうかについて考えており、見張りを行 わず、また、船長Bが、レーダーにより船舶の映像を認めなかったので他 船はいないと思い、適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したこ とにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本事故後、A船は、レーダーによる見張りを行う際、適切なレーダーレ ンジで見張りを行うこととした。 本事故後、B船は、夜間航行において、速力を落として航行することと した。</p>